

豊橋市新型コロナ通知システム Q&A

令和3年(2021年)6月15日現在

【事業者（施設管理者・イベント主催者等）向け】

Q 1 システムは、どのような仕組みなのですか？

利用者（お客様）はどうすればメールを受けられるのですか？

A 1 本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスの拡大を防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからメールアドレスをご登録（※1）いただくと、その店舗やイベントにおいて不特定多数の濃厚接触が発生した場合、同時期に店舗等を利用された方へメール（※2）でお知らせします。

※1 メールアドレスの登録後の自動返信メールは、
「@toyoalert.jp」からお届けします。
ドメインによる受信制限の解除をお願いします。

※2 豊橋市からのお知らせメールは、
「@city.toyohashi.lg.jp」からお届けします。
ドメインによる受信制限の解除をお願いします。

Q 2 この取組（QRコード）は、必ず行わなければならないのですか？

A 2 必須ではありませんが、多くの方に安心してご来店いただけるよう、施設が感染症対策の一つとして取り組みを行っていることをお客様にお示しすることができます。

この取組みに、ぜひご協力ください。

Q 3 感染者が発生した場合に、店舗名や利用日が利用者に伝わるのですか？

A 3 メールで利用者にお知らせするメッセージには、施設や事業者名は原則記載しません。利用日についても、施設等が特定できないよう原則2日以上の間を記載するようにします。

Q 4 QRコードが記載された紙は、どこに掲示すればよいのですか？

A 4 施設(店舗など)の入口やレジ、各席など、利用者に分かりやすい場所に掲示してください。(同じQRコードをコピーして複数の場所に掲示いただいても構いません。)

Q 5 QRコードを、利用者・訪問者、一人ひとりにコピーして渡してもよいですか？

A 5 原則として掲示をお願いします。コピーされたQRコードを、施設利用者以外の方が読み込んだり、利用していない日に読み込んだ場合、正しくメッセージが届かなくなる恐れがあります。

なお、感染拡大防止の観点からやむを得ず配布される場合は、必ず回収、または廃棄を徹底するようにご協力をお願いします。

Q 6 複数の店舗を持っている場合はどうすればよいですか？

A 6 事業所(店舗など)ごとに登録し、QRコードを掲示してください。

Q 7 ショッピングモールなど、複数の店舗が入っている場合はどうすればよいですか？

A 7 モールの入口に掲示してもよいですし、店舗ごとに掲示いただいても構いません。事業者様において、ご判断ください。

Q 8 大型商業施設など広い施設の場合は、どうしたらよいですか？

A 8 来場される方が必ず通る場所や、目につきやすい場所に掲示してください。複数の場所に同じQRコードを掲示していただいても構いません。

Q9 劇場、ホールなどは、施設管理者が登録申請すればよいのですか？貸館の場合はイベント主催者が登録申請すればよいのですか？

A9 施設管理者とイベント主催者の両方が登録してください。例えば、施設管理者は入口に掲示するとともに、適切にお知らせを届けるためには、イベントごとにQRコードを発行し、会場に掲示してください。

Q10 イベントの場合、どのように記載したらよいのですか？（事業者名、事業所・店舗名はどうしたらよいのですか）

A10 「店舗(支店)・イベント・施設名」欄にイベント名を記載し、「担当者氏名」欄に主催者名と担当者名を記載してください。

(記載例)

店舗(支店)・イベント・施設名：●●●フェスティバル
担当者氏名：●●●フェスティバル実行委員会担当者氏名

Q11 イベントで複数日にわたって開催日があるが、開催日ごとにQRコードの発行が必要か？

A11 イベント主催者（感染対策の責任主体）が変わらない場合、同じQRコードの掲示で構いません。参加者がQRコードを読み取った日付で、メールの通知対象を判断いたします。

Q12 ガラケー（フューチャーフォン）でも対応可能ですか？スマートフォンを持っていない人はどうすればよいのですか？

A12 スマートフォンだけではなく、カメラ機能があるガラケー（フューチャーフォン）でも対応可能です。

※お使いの機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

「QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。」